

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行い、HIMACS の責任と義務を全うする」ことを経営理念の中核とし、事業運営に取り組んでまいりました。

また、当社は企業の継続的な成長・発展に向け、効率的な経営の実現とステークホルダーに対し透明性が高く、公平で迅速かつ正確な情報提供を目指してコーポレート・ガバナンスの更なる充実が重要な経営課題と認識しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田 真也	356,858	5.74
株式会社前田計画研究所	312,496	5.03
山本 昌平	277,080	4.46
ハイマックス社員持株会	266,623	4.29
株式会社三菱東京UFJ 銀行	237,600	3.82
株式会社野村総合研究所	237,600	3.82
日本生命保険相互会社	201,200	3.24
富国生命保険相互会社	140,400	2.26
株式会社みずほ銀行	140,000	2.25
明治安田生命保険相互会社	108,000	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
鍋嶋 義朗	他の会社の出身者									○
奥津 勉	公認会計士									○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役員等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役員等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
鍋嶋 義朗		当社及び当社子会社での勤務経験はありません。	当社と同業界の企業の要職を歴任しており、その専門的知識と幅広い実績に基づき、当社の経営に対する適切な監督をしていただけると考えております。
奥津 勉		当社及び当社子会社での勤務経験はありません。	公認会計士・税理士として会社税務、法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられ、当社の経営に対する適切な監督をしていただけると考えております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より年度初めに監査計画の報告や第2四半期及び年度末に監査結果の報告を受け、この他に必要に応じて意見・情報の交換を行うなど、連携を図っております。

内部監査は、代表取締役社長に直属の監査室を置き、業務監査を実施しております。室員は2名であり、監査結果は代表取締役社長に直接報告され、その後の改善状況を随時フォローするとともに、監査役にも定期的に報告する等、監査役監査との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
白木 大五郎	他の会社の出身者									○
青木 勝彦	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
白木 大五郎	○	当社及び当社子会社での勤務経験はありません。当社の独立役員です。	これまでの取締役及び監査役の経験と幅広い見識により、特にコンプライアンス及び企業リスクの観点からの経営監視が得られると考えております。また、親会社や兄弟会社、主要な取引先、主要株主の出身者でないことから、独立性・中立性は確保されております。
青木 勝彦	○	当社及び当社子会社での勤務経験はありません。当社の独立役員です。	これまでの取締役及び監査役の経験と幅広い見識により、特に財務及び会計に関する見地を有し、その観点からの経営監視が得られると考えております。また、親会社や兄弟会社、主要な取引先、主要株主の出身者でないことから、独立性・中立性は確保されております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、職務執行の対価として株主総会で承認された報酬額以内で月次定額に支払われるものと、業績の対価として株主総会の承認を経て支払われる取締役賞与があります。なお、常勤取締役は月額報酬のうち一定額を役員持株会に拠出して、当社株式を発行済株式数の一定割合になるまで継続的に取得するとともに、取得した株式は、原則として取締役在任期間中保有することとなっております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成23年3月期における取締役の報酬は、社外取締役を除く取締役6名に対して119百万円であります。なお、報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の「基本報酬」については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて各取締役の役割等を総合的に評価し決定しております。「取締役賞与」については、当該事業年度の業績等を踏まえ定時株主総会に提案し、承認を得た上で取締役会の決議により各取締役の賞与支給額を決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、社内の重要会議で審議・報告された資料が配布されております。社外監査役には、社内の重要会議で審議・報告された重要な事項については、常勤監査役より随時報告されております。取締役会資料は、全取締役及び監査役に事前配布され、充実した会議の運営に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置き、その他、経営執行会議及びコンプライアンス委員会を設置しております。

(1)当社の取締役は社外取締役2名を含む8名であり、取締役の任期は、株主の取締役に対する信任投票の機会を増やすため、1年としております。

取締役の候補者指名は取締役会決議としております。

「取締役会」は月1回以上開催し、臨時の取締役会は必要に応じて随時開催しております。監査役も出席して議論することにより経営の監督機能の強化を図っております。

取締役の報酬は、株主総会で承認された額の範囲内で取締役会決議としております。

また、当社の監査役は社外監査役2名を含む3名であります。監査役の候補者指名は監査役会の同意を得て取締役会決議としております。

「監査役会」は月1回以上開催し、臨時の監査役会は必要に応じて随時開催しております。監査役の報酬は、株主総会で承認された額の範囲内で監査役の協議によって定めております。

(2)当社は、執行役員制度を導入し、取締役会による経営の意思決定及び業務執行の監督と執行役員による業務執行に役割を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図っております。

経営執行会議は月1回以上開催し、業務執行取締役と執行役員が出席して取締役会が決定した経営の基本方針と戦略に則り、業務の実行計画の策定と執行を行っております。

(3)各監査役は取締役の職務の執行状況を監査し、監査役会において報告、協議または決議を行い、必要に応じて取締役会に報告しております。また、会計監査人、監査室と連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。

内部監査は、代表取締役社長に直属の監査室を置き、業務監査を実施しております。室員は2名であり、監査結果は代表取締役社長に直接報告され、その後の改善状況を随時フォローするとともに、監査役にも定期的に報告する等、監査役監査との連携を図っております。

(4)当社は、会計監査を新日本有限責任監査法人に依頼しており、監査契約のもと会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。

平成23年3月期における会計監査業務を執行した公認会計士は尾崎隆之氏(継続監査年数5年)と薄井誠氏(継続監査年数1年)であります。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他9名であります。

(5)コンプライアンス委員会は、委員長を社長とし、委員は関連部門長で構成され、事務局は総務部が務めております。当委員会は、月1回開催され、法令順守状況のチェックを行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社の取締役8名の内、社外取締役は2名であります。

社外取締役 鍋嶋 義朗氏は、当社と同業界の企業の大要職を歴任しており、その専門的知識と幅広い実績に基づき、当社の経営に対する適切な監督をしていただけたと考えております。また、社外取締役 奥津 勉氏は、公認会計士・税理士として会社税務、法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられ、当社の経営に対する適切な監督をしていただけたと考えております。

当社の監査役3名の内、社外監査役は2名であります。

社外監査役 白木 大五郎氏は、これまでの取締役及び監査役の経験と幅広い見識により、特にコンプライアンス及び企業リスクの観点からの経営監視が得られると考えております。

また、社外監査役 青木 勝彦氏は、これまでの取締役及び監査役の経験と幅広い見識により、特に財務及び会計に関する見地を有し、その観点からの経営監視が得られると考えております。

現体制において、今後もコーポレート・ガバナンスの向上が図れると考えており、監査役設置会社を採用することと致しました。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より概ね1週間早く定時株主総会を開催しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	金融商品取引法等の関連諸法令および東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に則り、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことはもとより、適時開示規則に該当しない情報についても投資者の投資判断に役立つ情報を可能な限り迅速かつ公平に開示することを基本方針といたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を半期に1回開催し、その状況を当社ホームページより動画配信しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回開催し、代表取締役社長より説明しております。説明会の内容は、当社ホームページより動画配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「決算短信」、「決算説明会資料」、「有価証券報告書」及び「四半期報告書」並びに「決算のご報告」などIR資料を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は総務部。IR担当役員は常務取締役 中沢 秀夫、IR事務連絡責任者は、総務部長 岩井 克志。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の経営を行う」と当社の社内規則である「取締役行動規範」に規定
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「当社の利益を損なう可能性ある場合を除き、社会に対して当社の事業運営上の情報を自主的に開示する」と当社の社内規則である「取締役行動規範」に規定

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)「取締役会行動規範」に則り、株主・顧客・社員並びに社会の信頼に応える公明正大・自主独立の事業経営を行う。また、内部統制に必要な体制を整備し、法令並びに諸規則を遵守するとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
  - (2)「ハイマックス企業行動基準」に従い、法と正しい企業倫理に基づき行動し、豊かな社会を実現するよう、全役職員に周知徹底する。
  - (3)コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の指導及び監視などを行う。
  - (4)内部統制推進委員会を設置し、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行う。また、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行う。
  - (5)法令上疑義のある行為などに関する相談または通報の適正な処理の仕組みとして「内部通報規則」を定め、法令遵守の実効性を高める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存方法及び保存期限などは、「文書保存規則」に従い管理する。
  - (2)必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人などが閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1)事業活動に伴う損失の危険の管理に関しては、各取締役及び執行役員が自己の分掌範囲について、規則に従い、取締役会及び経営執行会議で審議し、また、必要性に応じて専門性をもった委員会を設置するなど、事前に損失の危険の回避または最小化を図る。
  - (2)緊急かつ重大な損失の危険が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに必要な対応を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)執行役員制度を導入し、取締役会による経営の意思決定及び業務遂行の監督と、執行役員による業務執行に役割を分離し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図る。
  - (2)取締役会は月1回以上開催し、監査役も出席して議論することにより経営の監督機能の強化を図る。また、業務の効率性及び正確性などを高めるため、分掌及び決裁の基準などを明確に定める。
  - (3)経営執行会議は月1回以上開催し、業務執行取締役及び執行役員が出席して取締役会の決定した経営の基本方針と戦略に則り、業務の実行計画の策定と執行を行う。また、業務執行取締役以外の取締役及び常勤監査役には、本会議資料が提供され、必要に応じて出席する。
  - (4)部門長連絡会を月1回開催し、業務執行取締役及び執行役員並びに部門長責任者が出席して業務執行の統制及び管理を行う。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1)「子会社および関連会社管理規則」に従い、事業運営の監督・指導を行う。
  - (2)部門長連絡会には子会社の代表者も出席して、業務の進捗状況などの報告・審議を行い、適切な対応を図る。
  - (3)法令遵守の実効性を高めるため、当社グループの内部通報制度を整備する。
  - (4)監査室は、子会社も含め、業務について正確性、正当性、合理性の観点から監査を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条3項1号) 監査役を補助するための適切な人材を配置する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役を補助すべき使用人の任命、異動、評価などの決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1)取締役及び使用人は、取締役会または経営執行会議などにおいて、随時その業務の執行状況を報告する。
  - (2)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実などを発見した場合は、速やかに監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - (3)監査室は、「内部通報規則」による通報の状況を定期的に報告する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1)代表取締役と定期的な会合を通じ、相互認識を深める。
  - (2)会計監査人とは、監査計画の報告を受け、監査立会い及び適時に意見や情報の交換を実施するなどの連携を行う。
  - (3)監査室とは、緊密な連携を保ち監査の効率を高める。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1)当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針とする。
- (2)担当部署を設け基本方針を徹底し、有事の際には外部専門機関及び法律の専門家に速やかに報告・相談できる体制を構築する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. コーポレート・ガバナンスの模式図は、別添1の通りです。

2. 適時開示体制の概要

(1) 開示に関する基本的な考え方

当社は、金融商品取引法等の関連諸法令及び東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」）」に則り、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことはもとより、適時開示規則等に該当しない情報についても投資者の投資判断に役立つ情報を可能な限り迅速かつ公平に開示することを、基本方針としております。

(2) 社内体制の状況

イ 定例の「取締役会」は毎月1回開催し、業務執行の決定と監督を行っております。また、臨時の取締役会は必要に応じて随時開催しております。

ロ 常勤の取締役及び執行役員等で構成される「経営執行会議」は、取締役会の決定した経営の基本方針と戦略に則り、日常の業務執行の統制及び管理を行っております。

ハ 両会議で審議または報告される事項は、事務局である総務部に各部門（子会社を含む）より伝達されます。

ニ 両会議で決議等した重要事項については、「適時開示規則」に則り、取締役である情報取扱責任者及び総務部で開示の要否を判断しております。また、開示の必要があると判断した場合、総務部が開示資料を作成し経理部等の開示事項関連部門長のレビューを受け、取締役会または代表取締役社長の承認を得た後、速やかに開示しております。

ホ 決算数値に関する開示事項は、経理部が作成しております。また、定性的情報に関する文章は、総務部が各関連部署より提示される根拠資料をもとに作成しております。

ヘ 監査役は、開示される企業情報の透明性と信頼性を確保するために、取締役または執行役員が適切な情報開示の体制を構築し運用しているかを監視しております。

ト 内部情報の管理及び内部者取引の未然防止のための「内部者取引管理規則」を定めております。当規則では各部門長を情報管理者とし、重要情報が発生または発生する恐れがある場合、直ちに情報管理責任者に報告することとしております。また、役職員が当社株式等を売買する場合、情報管理責任者の事前承認が必要であります。その情報管理責任者は適時開示を担当している情報取扱責任者を兼務することにより、実効性を高めております。

チ 内部監査は、代表取締役社長に直属の監査室を置き、業務監査を実施しております。

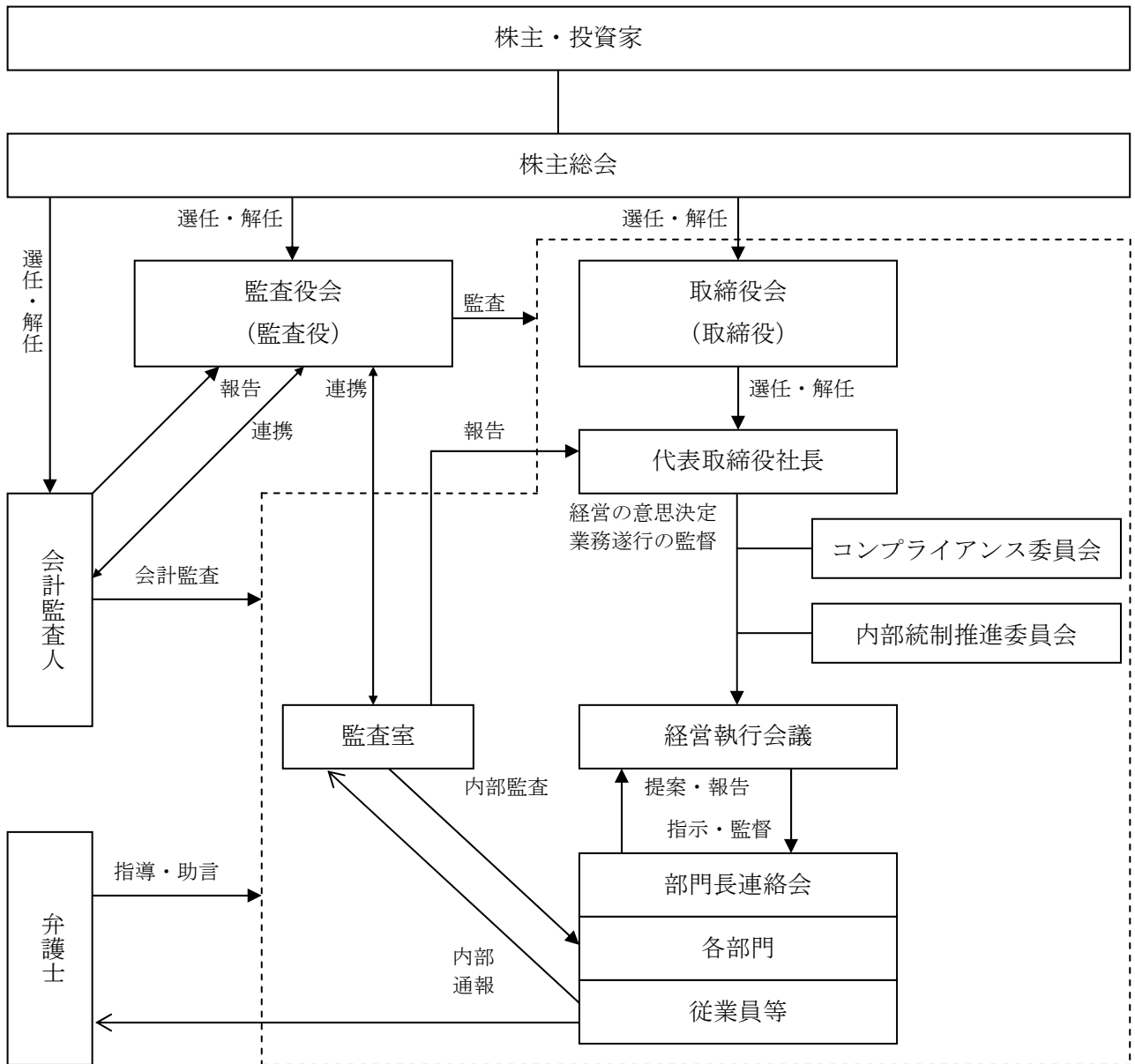
(3) 適時開示情報等の公表

適時開示規則に該当する情報については、東京証券取引所への事前説明を行った上で、同取引所が提供する「適時開示情報伝達システム」(TDnet)を利用して開示しております。

また、公平な情報開示を行うため当社のホームページにおいて開示情報や投資者の投資判断に役立つ情報を可能な限り掲載していく所存であります。

以上の模式図は、別添2の通りです。

【別添1】



【別添2】

